

## 会津若松市総合計画審議会（第9回）議事要旨

- 1 日時 平成28年7月20日（水）13時15分～14時30分
- 2 場所 ホテルニューパレス 白雲
- 3 出席者 委員13名  
オブザーバー 3名  
事務局：企画政策部長、企画調整課長、企画調整課職員2名

（次第）

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事  
(1) 第7次総合計画原案の修正内容の確認について  
(2) 答申案について
- 4 その他
- 5 閉会

### ▼開会（進行：事務局員）

### ▼議事（進行 会長）

- (1) 第7次総合計画原案の修正内容の確認について（別紙資料に基づき事務局より説明）

（主な質疑）

#### 【委員】

総合計画では政府の方針との整合性をとらなければならないと考える。国の方針の一つにコンパクトシティと、それに伴う公共交通網の整備がある。国では2020年までに立地適正化計画を150の市町村に設定する。地域公共交通網形成計画は全国で100件、商業施設を整備するための民間プロジェクト60件の設定が指針として発表されている。政府のベクトルに沿った取り組みをすることで相乗効果や予算的な措置が期待できる。これらに言及する必要があるのではないか。

#### 【事務局】

富山市のようにコンパクトシティを明確に打ち出す方法もあると思う。一方で本市の実態として合併地域を同一に扱うことは難しいという意見もいただいている。

コンパクトシティについては政策分野16「中心市街地・商業地域」、政策分野29「都市づくり」、政策分野39「まちの拠点」にまちのあり方、中心市街地や公共施設マネジメントのあり方を通して市の考えを記載している。

**【委員】**

旧北会津地域や旧河東地域などを考えると、コンパクトシティは非常に難しい課題であり、どこに集約するのかという問題がある。両合併地域についても、それぞれ拠点となる施設を整備するというような点に言及する必要があるのではないかと。

**【委員】**

政策分野29「都市づくり」で「『ひと』『まち』『くるま』が共生できる、効率的でコンパクトなまち」という記述もあり、コンパクトシティについては担保されるのではないかと思う。

これまでの議論の中で、合併特例債を使って何かつくるといような表現は削除していった経過がある。しかし、政策分野29の記載について、当初は「総合的かつ計画的な都市基盤整備を推進し、市街地の拡大を抑制し」となっていたのが「適正な土地利用の誘導・促進のもと、既存の社会資本を活かした総合的かつ計画的な市街地形成を進めます」と修正されており、コンパクトにするのか拡大するのか明確ではなくなっている。修正前の表現でも問題は無いのではないかと。

**【事務局】**

もはや拡大基調はあり得ないということは共通の認識であると思う。しかし、今後の産業分野の動向によっては、今後、全てを市街化区域の中で完結できない局面も想定される。「拡大を抑制」という表現が、どう捉えられるかという懸念もあると考えている。

**【委員】**

「攻めるところは攻める」という選択と集中の考えはあっても良いと思う。修正案については了承した。

**【委員】**

政策分野38「大学等との連携」について、会津大学の記載に短期大学部も追記したとのことだが、他の大学の記載箇所についても追記した方が良いのではないかと。

**【委員】**

ICT関連の記載箇所では会津大学（四大）のみで良いのではないかと思う。

**【委員】**

ICT、IOTの記載の省略文字については注釈を入れていただきたい。また政策分野37「交流・移住」の着眼点の核兵器の記載について表現が分かりにくい。

**【事務局】**

核兵器の記載については表現を修正する。また省略文字の注釈についても記載していく。

**【委員】**

政策分野 3 5 「情報通信技術」については文章が分かりにくいところがあるので整理をお願いしたい。

**【委員】**

まちづくりのコンセプトにはテーマが 3 つあるが、テーマ 3 「持続的に進化するまちへ」は、その前の 2 つのテーマと比較してリズム感が良くない。また「進化」という言葉も分かりにくいのではないか。

(※テーマ 3 に関する委員間の討議の結果、「つなぎ続くまちへ」に修正)

(2) 答申案について (別紙資料に基づき事務局より読み上げと説明)

(主な質疑)

**【委員】**

附帯意見について、第 6 次総合計画の答申では 9 項目あったが、今回は 4 項目になっていてわかりやすい。附帯意見 4 「時代の変化にあわせた行財政運営」について、10 年の計画であれば「時代」ではなく「社会」の変化とした方がふさわしいのではないか。

**【委員】**

自治基本条例の記載があるが、この条例により第 6 次総合計画と次期計画では何が違ってくるのか。

**【事務局】**

自治基本条例が総合計画の議決根拠になる。また、様々な行政の取り組みやそこへの市民の参画といったものが、自治基本条例の中で定められている。

**【会長】**

他に意見がなければ、この答申案を総合計画審議会の答申としたい。異議はないか。

(「異議なし」の声あり)

**【会長】**

異議ないものとし、この内容で答申とすることで決定する。微調整については、会長、副会長にご一任いただき、7 月 25 日に正副会長で市長に答申したい。

▼その他

- ・閉会にあたり企画政策部長より、これまでの審議に対する御礼のあいさつ

▼閉会（事務局）